

# 平成27年度井原市社会福祉協議会事業計画

## 1. 基本方針

わが国の社会環境を取り巻く状況は、少子高齢社会を迎え核家族化や共働き家庭の増加などによって、家族意識の変化や地域社会の連帯意識の希薄化が進み、各地で孤独死の問題が起きるなど地域での支え合いの力が低下してきています。一方では、東日本大震災以降、人々の支え合いによる「絆」の大切さが大きくクローズアップされてきました。

こうした中、当社会福祉協議会では、国の施策や住民ニーズを踏まえ、行政をはじめ地区社会福祉協議会・地域住民・ボランティアなど関係機関との連携を密にし、すべての人々が地域において自立し、安全で安心な生活を送ることができる福祉社会の形成を目指し、よりいっそう質の高い福祉サービスの提供に努めます。

さらに、地域において市民一人ひとりが、お互いに心を通わせながら思いやりの心を持って支え合い、助け合うことのできる地域づくりを形成するため、平成27年度から10年間にわたる地域福祉活動計画を井原市が策定する地域福祉計画に併せて策定しました。この地域福祉活動計画に基づき、それぞれの地域課題を踏まえて、自助・共助の重要性を呼びかけながら、ご近所福祉ネットワーク活動が浸透するよう、“モデル地区社協活動活性化事業”に新たに取り組むなど、社会福祉協議会の使命である地域福祉を積極的に推進します。

また、平成27年4月には市町村合併に伴う一市二町社協の経営統合から10年を迎えることとなり、平成26年度において、これまでの事業展開を見直し各事業の効率化や地域の独自性を残しながら市内の統一を図れるよう検討しました。

本年度からは、国が示した“新会計基準”を適用した会計処理をスタートさせることとしており、井原市・地区社会福祉協議会・民生児童委員協議会、並びに関係機関・団体などと連携・協働を図りながら諸事業を推進します。

## 2. 重点項目

- (1) 地域福祉・在宅福祉の総合的推進と支援活動の強化
- (2) ボランティア活動の振興
- (3) 介護保険事業・障害者自立支援事業の適正な経営およびサービスの充実
- (4) 福祉サービスの質の確保および従事者の資質の向上
- (5) 地区社会福祉協議会活動の充実・活性化

## 3. 事業実施計画

- (1) 法人運営事業
  - ①理事会、評議員会、監事会の開催
  - ②職員の専門性、資質向上のための研修
  - ③会員の加入促進による財政基盤の強化
  - ④新会計基準を適用した会計処理の実施

- ⑤組織体制・諸規程の整備
- ⑥総合福祉センターの管理運営

(2) 地域福祉活動推進事業

- ①地区社会福祉協議会活動の支援とご近所福祉ネットワーク活動の推進
  - ・地区社会福祉協議会活動支援と、自分歴書とエゴマップを活用したご近所福祉ネットワーク活動の推進を図ります。
- ②手話、点訳、要約筆記奉仕員養成講座の開催
- ③ふれあい福祉相談センターの実施
  - ・地域住民の心配ごと相談などに取り組み、あらゆる問題について苦情・相談に適切に応じるとともに、福祉ニーズの発掘やその問題解決に努めます。
- ④日常生活自立支援事業の実施
  - ・日常生活を営むのに支障がある方々が、地域で安心安全な暮らしを送ることができるよう、個人の尊厳と利用者自身の意思決定を尊重し、福祉サービスの利用に関する相談・助言を行い、福祉サービスの利用手続きや金銭管理等を一体的に支援していきます。
- ⑤ふれあい・いきいきサロンの充実
- ⑥宅老所の実施
- ⑦言語リハビリサロンの実施
- ⑧夏のボランティア体験事業の開催
- ⑨ボランティア活動費の助成
- ⑩ボランティア交流会の開催
- ⑪災害ボランティアの登録推進と研修等の実施
- ⑫福祉機器（ベッド・チャイルドシート等）貸出事業の実施
- ⑬配食サービス事業の実施
- ⑭布おしめレンタル事業の実施

(3) 共同募金配分金事業

- ①障害者・ボランティア団体等活動助成
- ②ボランティア協力校の指定・支援
- ③社会福祉大会の開催
- ④社協広報紙の発行
- ⑤ボランティア講座の開催
- ⑥福祉機器の充実
- ⑦赤羽根カフェ事業の実施

(4) 訪問介護事業

- ①訪問介護事業の実施（介護保険・障害者自立支援）
- ②高齢者生活管理指導員派遣事業の実施

(5) 居宅介護支援事業

- ①居宅介護支援事業の実施（介護保険）
- ②要介護認定訪問調査の実施

(6) やすらぎセンター事業

- ①通所介護事業の実施（介護保険）

- ②いきいきデイサービスの実施
  - ・やすらぎセンターを拠点として、生活相談、機能回復訓練、デイサービスの実施、ボランティア活動支援事業、各種福祉情報の提供などを総合的に行い、地域の福祉活動を進めます。
- (7) 障害福祉サービス事業（あゆみ園事業・相談支援事業）
  - ①指定児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の実施（児童福祉）
    - ・在宅の障害児に対する福祉の充実を図るため、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を実施し、日常生活における基本動作の指導、集団生活適応訓練を行い、障害児の療育に努めます。
  - ②日中一時支援事業の実施
    - ・あゆみ園を拠点として、障害児の日中における活動の場を確保し、障害児等の家族の就労支援および障害児等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施します。
  - ③指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の実施
    - ・障害福祉サービスを利用する障害者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、継続的なケアマネジメントを行いきめ細かく支援します。
- (8) 老人福祉センター事業
  - ①井原市老人福祉センターの経営
    - ・高齢者への各種相談、健康・教養の向上およびレクリエーションなどのための場を提供するためとして、井原市老人福祉センターの受託管理運営。
- (9) 生活福祉資金貸付事業
  - ①井原市社会福祉協議会福祉資金貸付事業の実施
  - ②岡山県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業の一部事務受託
    - ・福祉の増進に寄与するため生活困窮者や高額療養費、高額介護サービス費などの支弁が困難な方に対し、福祉資金の貸付事業を行います。
- (10) 交通遺児福祉基金運営事業
  - ①交通遺児に対する援護金の交付
- (11) すぱーく美星管理運営事業
  - ①ゲートボール場「すぱーく美星」の管理運営
- (12) 改善センター等管理運営事業
  - ①農村環境改善センター・老人憩いの家の受託管理運営
- (13) いばらサンサン交流館事業
  - ①市民の健康保持・増進に関する事業の実施
  - ②高齢者福祉の増進に関する事業の実施
  - ③世代間交流の促進に関する事業の実施
    - ・健康寿命の延伸を図る拠点施設として、市民の健康保持・増進と、世代間交流の促進および高齢者福祉の増進に寄与し、市民に健康で明るい生活を営ま

せることを目的に実施します。